

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、20条、26条、26条の2	一類及び二類感染症等の患者及び無症状病原体保有者にする入院医療の勧告又は入院措置	指導予防課

一類及び二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者のうち、通院医療では対応できない場合、入院の勧告ができ、勧告に従わない者については入院措置をとることができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

医師により一類から二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症の疑いがある者と診断されたとき

- ・入院勧告

症状が重く、感染力が強いため、専門的かつ集中的な治療が必要なとき

- ・入院措置

入院勧告に従わないとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。